

「近江の伝統野菜」認定要綱

令和3年4月1日 滋食ブ第81号
滋賀県農政水産部長通知

(趣旨)

第1条 持続的で生産性の高い滋賀の農業推進条例（令和2年滋賀県条例第54号。以下「条例」という。）第12条の規定に基づき知事が認める「近江の伝統野菜」の認定の要件および認定手続は、本要綱に定めるところによるものとする。

(認定の要件)

第2条 条例第12条に基づき知事が認める「近江の伝統野菜」として規定されている要件は次のとおりとする。

- (1) 「県内において伝統的に生産されている」とは、「県内において明治以前に栽培が開始され、生産者等により種子等の保存が行われているもの」をいう。
- (2) 「味、形状等において固有の特徴を備えている」とは、「味、形状や色等の外観または遺伝形質のいずれかにおいて、一つ以上、他の品種等と明確な違いが認められるもの」をいう。

(認定の手続)

- 第3条 農業農村振興事務所長は、当該事務所が管轄する地域において、「近江の伝統野菜」に該当する野菜についての情報を得たときは、その野菜の栽培状況やその特徴等について調査を行い、その結果、当該野菜が「近江の伝統野菜」の要件に適合すると判断した場合は、様式第1号により、食のブランド推進課長に報告するものとする。
- 2 食のブランド推進課長は、前項の報告を受けたときは、農業技術振興センター所長に情報提供するとともに、当該野菜に関し、主となる生産者、関係団体および関係市町ならびに外部有識者の意見を聴取するものとする。
 - 3 農業技術振興センター所長は、前項により情報提供を受けたときは、当該野菜に関する固有の特徴について確認し、その結果を食のブランド推進課長に報告するものとする。
 - 4 食のブランド推進課長は、前3項の内容について総合的に検討し、当該野菜を「近江の伝統野菜」とすることが適当と認める場合は、その認定を行うものとする。

付 則

- 1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の制定前に「近江の伝統野菜」認定要領（平成30年1月15日付け滋食ブ第42号滋賀県農政水産部長通知）に基づき「近江の伝統野菜」として既に認定されているものは、第3条第2項に定める認定があったものとみなす。
- 3 この要綱の制定により、「近江の伝統野菜」認定要領（平成30年1月15日付け滋食ブ第42号滋賀県農政水産部長通知）は廃止する。

(様式第1号)

番 号
令和 年 (年) 月 日

食のブランド推進課長 あて

〇〇農業農村振興事務所長

「近江の伝統野菜」に関する報告について

「近江の伝統野菜」の認定要綱（令和3年4月1日付け滋食ブ第81号滋賀県農政水産部長通知）第3条第1項に基づき、別紙のとおり報告します。

野菜名 (読み方)	栽培開始地域	栽培開始時期	栽培開始時期 の根拠	固有の特徴 (味、形状等)	種子等の保存	今後の取組・推進の方向性 ^(※)	生産者数、 生産面積、 生産量	問い合わせ先	ジーンバンク への登録名
〇〇〇菜 (〇〇な)	〇〇集落	〇〇時代初期	〇〇時代初期の刊 行物(〇〇〇〇〇) に栽培の記載があ るのが最初。	(味、形状や色等の 外観、遺伝形質、地 域での主な食べ方・ 調理・加工方法を記 載。)	・〇〇生産組合に よる自家採取 ・〇〇市が保管・ 更新 ・〇〇会社に委託 して保管、更新	(今後の取組・推進の方向 性) 分類〇	(〇〇年度) 生産者数：〇人、 〇団体 生産面積：〇a 生産量：〇t/年	〇〇生産組合 (TEL：〇〇〇 〇)	未登録

(※)「今後の取組・推進の方向性」を記入ください。

今後の方向性については、説明文に加えて、下記分類番号を記入ください。

分類Ⅰ：主に県内外を対象とした認知度向上、需要への対応を図っていく

分類Ⅱ：主に県内を対象とした認知度向上、需要への対応を図っていく

分類Ⅲ：主に種子の保存や食文化の伝承を目的とした取組とする